

建築士の皆様へ

建築関係申請書の市町村経由の取扱いについて

長野県佐久建設事務所建築課

業務の効率化等の観点から佐久管内における市町村経由の当面の取扱いを以下のとおり整理しましたので業務の参考としてください（他管内では取扱いが異なる場合があります）。

○：必要　×：不要　△：一部必要

申請書の名称	市町村受付	道路証明発行	備 考
建築基準法			
確認申請書（建築物）	○	○	
計画変更確認申請書（建築物）	△	△	集団規定に影響がない場合等（※1）は、市町村経由を省略しても構いません。
確認申請書（工作物） 計画変更確認申請書（工作物）	○	×	集団規定（※2）は適用除外。広告塔については別途、屋外広告物条例等の適否を確認してください。
確認申請書（昇降機）	×	×	
完了検査申請書	×	×	
中間検査申請書	×	×	
工事完了届（用途変更）	×	×	
建築工事届	○	×	
建築物除却届	○	×	
許可申請書（法43条等）	○	○	
許可申請書（仮設建築物等）	○	×	集団規定（※2）は適用除外
仮使用認定申請書	○	×	集団規定（※2）は審査対象外
道路位置指定申請書	○	○	申請書の「市町村の意見」欄等に市町村で意見を付したものを正本1部、副本2部（申請者用、市町村用）県へ提出してください。
認定申請書（一団地等）	○	○	
定期調査報告書	×	×	
都市計画法			
開発許可申請書	○	×	市町村意見書を添付する。
開発行為変更許可申請書	○	×	変更の内容によって市町村意見書の省略可
開発行為変更届出書	○	×	
開発行為着手届	○	×	
工事完了届出書	○	×	
工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書	○	×	必要に応じて市町村意見書を添付する。
予定建築物等以外の建築等許可申請書	○	×	必要に応じて市町村意見書を添付する。
開発許可に係る地位の承継承認申請書	○	×	
景観法			

景観計画区域内の行為の（変更）届出書	○	×	届出書の「市町村記入欄」等に市町村で意見を付したものを県へ提出してください。
建設リサイクル法			
届出書	×	×	
通知書	×	×	
浄化槽法			
浄化槽設置届	○ (下水道部局)	×	法定で市町村に受理権限あり。
長野県福祉のまちづくり条例			
特定施設新築等（変更）届出書	○ (必要に応じて福祉部局で受付)	×	必要に応じて市町村意見書を添付する。
特定施設新築等工事完了届出書	×	×	
長期優良住宅普及促進法			
認定申請書	×	×	良好な景観形成への配慮を確認する為、景観行政団体である小諸市及び佐久市については、各市へ景観法の届出をしてください。
建築完了報告書	×	×	
都市低炭素化促進法			
低炭素建築物新築等計画認定申請書	×	×	
建築完了報告書	×	×	
建築物省エネ法			
届出書	×	×	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	×	×	
建築完了報告書	×	×	
長野県地球温暖化対策条例			
建築物環境エネルギー性能計画届出書	×	×	

※1 集団規定に影響がない場合等の例

- ・建築物の開口部の位置又は大きさの変更
- ・建築物の内部仕上げの変更
- ・建築物の外形の変更を伴わない室名、間取り又は天井高さの変更
- ・建築物の外形の変更を伴わない構造部材に関する変更
- ・建築設備の変更

※2 集団規定とは建築基準法第3章の規定（道路、斜線制限、用途地域、建ぺい率、容積率等）をいいます。

※3 都市計画区域外の道路証明についても、都市計画情報以外（下水道等共用区域、土砂災害特別警戒区域等）の証明を受けてください。